

基本の柱Ⅳ 女性の自立を促進する支援の充実

困難な問題を抱える女性の中には、身体的、心理的、性的な被害を受け、心的外傷を抱えている方や、困難や生きづらさ等を抱えている方が多く含まれているため、心身の健康回復のための医学的又は心理学的な援助を行うことが必要です。

また、困難な問題を抱える女性が自立して生活しようとする際は、万全の状態が整ってからよりも、住居、生活費、就労機会の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えたまま移行するケースが多い状況にあります。課題解決に関わる機関は多岐にわたるため、女性相談支援センター及び女性相談支援員が中核となって、関係機関と緊密に連絡調整を図りながら、各種支援制度の積極的な利用を支援していきます。必要な支援を検討するに当たっては、本人の希望や意思を最大限に尊重するため、十分な情報提供に基づく丁寧なソーシャルワークを行った上で、支援調整会議の場を積極的に活用していきます。

さらには、自立した後でも仕事や生活で行き詰まりを感じたり、悩みを抱えたりするなど、断続的な支援を必要とする可能性もあるため、自立がすなわち孤立とならないように、継続的なフォローアップや相談支援を行うなど、地域での生活再建を支えるアフターケアを重視していきます。

【重点取組み】

- ◇ 医療機関との連携や職員による心のケアの実施など心身の健康回復に向けた支援を充実させていきます。
- ◇ 経済的自立にとどまらず、その人らしい暮らしの実現のため、自立後においても継続的なフォローアップや相談支援を実施していきます。

施策の方向8 住居の確保に向けた支援

〔今後の方策①〕 公営住宅の優先入居実施等の入居対策

- 県は、公営住宅への入居の際の優遇措置等入居対策を促進するとともに、女性相談支援センター及び女性相談支援員は、住居の確保に向けて被害者に寄り添った支援を行います。

主な施策	担当課	取組み概要
住宅の確保を支援	女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆公営住宅への入居の際の優遇措置や、民間のアパート等に入居する場合に利用できる民間の保証人代行サービス等支援策について、情報を収集し、困難な問題を抱える女性へ情報提供等を実施。 ◆関係機関等と連携し、必要に応じ支援対象者に同行する等、住宅確保のための支援を実施。

公営住宅の優先入居等措置	建築住宅課	◆公営住宅の既存入居者で犯罪被害者世帯については、別の県営住宅への住み替え（特定入居）を可とする措置を実施。
民間住宅のセーフティネット住宅の情報提供	建築住宅課	◆住宅確保要配慮者を受け入れるセーフティネット住宅を県ホームページにおいて周知。
市町村による公営住宅の優先入居等対策の推進	子ども家庭福祉課 女性相談支援センター 各総合支庁（女性相談支援員）	◆支援調整会議、市町村担当課長会議等の機会を捉えて働きかけを行い、支援対象者の住宅の確保を推進。

【今後の方策②】母子生活支援施設による支援強化

- 母子生活支援施設は、母子を分離せずに入所させ、母子を保護するとともに自立の促進のためにその生活を支援する施設であり、子どもの支援においても重要であることから、県では積極的な施設活用を促進します。

主な施策	担当課	取組み概要
母子生活支援施設の利用促進	各福祉事務所 女性相談支援センター 各総合支庁（女性相談支援員） 子ども家庭福祉課	◆母子生活支援施設を積極的に活用し、女性及びその子どもの心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援及び退所後の支援が円滑に行われるよう、施設及び関係機関と連携を図りながら支援を実施。

【今後の方策③】女性自立支援施設の利用促進等

- 一時保護終了後直ちに自立することが難しい女性の自立を支援するために、女性自立支援施設の利用を促進します。入所者の日常生活を回復していくために、支援者が丁寧に寄り添い、傷ついた心のケアや今後の生活の不安へのケアを専門性をもって実施していきます。
- 行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援を行っている民間団体との協働を目指し、民間支援団体の支援に取り組みます。

主な施策	担当課	取組み概要
女性自立支援施設の活用	女性相談支援センター	◆女性自立支援施設を活用した女性の自立支援を継続。
きめ細かな相談・支援の実施 【再掲】	女性相談支援センター	◆入所者の将来の不安等に寄り添いながら、きめ細かな相談と支援を実施。 ◆施設退所後等においても女性の来所相談等に応じるほか、他の機関に引継ぎを行う場合には、単に当該機関の連絡先を教示するだけでなく、担当者との面接が確実にされるよう連絡・調整を徹底。

シェアハウス等の設置に取り組むNPO等民間支援団体の育成・支援	子ども家庭福祉課	◆自立支援に取り組む民間の支援団体の動向を把握し、シェアハウス等の設置について、意欲あるNPO等民間支援団体を育成・支援。
---------------------------------	----------	---

施策の方向9 就業に向けた支援

〔今後の方策①〕 就業支援の充実 ★

- 就業に向けた支援に際しては、女性本人に障がいがある場合や就労経験が乏しい場合など様々な課題が存在することが想定されるため、支援対象者に寄り添い、意向を丁寧に聞き取りながら、関係機関との連携を強化し、就職に関する情報提供や関係機関への同行支援など、就業に向け、より積極的な支援を行います。
- 女性自立支援施設における日中活動に際しては、それまでの生活経験や社会経験の中で得られなかった経験を積むことができるようなプログラムについて、関係機関や他施設等の取組みを参考にしながら検討していきます。

主な施策	担当課	取組み概要
就業に向けた支援	女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆ハローワーク等関係機関と連携し、就職に関する情報を提供。 ◆支援対象者の希望に応じて、ハローワークやマザーズジョブサポート等へ同行支援を実施。
就業支援連絡会議の開催	子ども家庭福祉課	◆ひとり親家庭就労・自立支援センターが開催する、ハローワーク・母子生活支援施設を含む関係機関による就業支援連絡会議において、ひとり親家庭の就業支援について情報交換を実施。
企業へのハラスメント予防啓発	雇用・産業人材育成課	◆メールマガジン「労働やまがた」を活用した啓発を実施。
多様な職業訓練の実施及び支援	雇用・産業人材育成課	◆早期再就職を促進するため、民間教育訓練機関への委託等により、多様な職業訓練を実施。 ◆子育て中の希望者に託児サービス付きの職業訓練を実施。
ワンストップ相談窓口の設置による就業支援	雇用・産業人材育成課	◆「マザーズジョブサポート山形・庄内」を運営し、女性の相談員による就労と子育ての両立に向けた相談や就職あっせん、就労面接時における無償の託児など、きめ細かな支援により、就業を促進。
女性自立支援施設における日中活動の充実に向けた支援	女性相談支援センター	◆女性自立支援施設における日中活動の充実に向け関係機関等の取組みを参考に検討。

〔今後の方策②〕 ひとり親家庭（母子家庭）への経済的支援及び職業能力開発支援制度の周知・活用

- 子育てと生活全般を一人で支えている母子家庭には、子育てや就労など一貫した支援が必要です。女性相談支援センター及び女性相談支援員は、ひとり親家庭応援センター等と

連携しながら、就業支援等の自立支援を行う際、ひとり親家庭支援制度を積極的に情報提供し、活用を図ります。

主な施策	担当課	取組み概要
ひとり親の自立支援	女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆ひとり親家庭応援センター等と連携し、ひとり親家庭(母子家庭)への各種経済的支援及び職業能力開発支援制度等を周知、活用を助言。
ひとり親家庭への支援の充実	子ども家庭福祉課	◆ひとり親家庭応援センターを運営し、就職あっせんを行うとともに、ひとり親家庭相談員等による各種手続き等の同行支援や企業訪問による就業定着支援等、きめ細かな相談対応を実施。 ◆会議等の機会を捉えて、市町村の意見を聴取しながら、ひとり親家庭支援事業の充実を推進。
ひとり親家庭への子育て・生活への支援	子ども家庭福祉課	◆ひとり親家庭が就労や疾病等で一時的に家事や育児ができない場合、ヘルパーを派遣してひとり親家庭の子育てや生活を支援。

施策の方向 10 生活の支援

〔今後の方策①〕生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の周知と利用のための支援

- 女性相談支援センター及び女性相談支援員は、女性が生活上の困難に直面している場合、日常生活に必要な基礎的な知識や習慣の習得に向けた支援を行います。
- また、関係機関と連携しながら、自立した生活が行えるよう各種手続きに係る支援を行い、女性が日々の生活を安定して送ることができるよう環境を整えるための支援をしていきます。

主な施策	担当課	取組み概要
日常生活の支援	女性相談支援センター	◆一般的な生活の力を身につけるための支援や金銭管理、市町村と連携し保育等の子育て支援サービスや障害福祉サービスを活用するための手続きを支援。
生活の相談支援	女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆状況に応じ、生活保護制度の活用について、福祉事務所へ相談をつなぐとともに、県及び市町村の社会福祉協議会と連携し、活用できる生活困窮者自立支援制度等の周知と利用のための支援を実施。
生活保護制度による支援と配慮	各福祉事務所 地域福祉推進課	◆生活保護の適用について、生活保護の実施機関の決定や扶養義務調査等において、支援対象者の置かれた状況や個人情報保護に配慮した対応を実施。
生活困窮者自立支援制度による支援	地域福祉推進課	◆置かれた状況に十分に配慮しながら、自立に向けた相談と関係機関との連携支援を実施。

〔今後の方策②〕 公的サービス、各種手続きの円滑な利用のための支援と制度の周知

- 女性相談支援センター及び女性相談支援員は、支援対象者一人ひとりの実情を踏まえ、さまざまな手続きを進める上での支援を行います。必要となる支援は、福祉、保健医療、子育て、住まい、教育その他多岐にわたるため、これら実施機関と連携し、また必要に応じ法律専門家等の支援を得て、必要な支援につなげていきます。

主な施策	担当課	取組み概要
同行支援の実施	女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆関係機関における支援対象者の各種手続きが円滑に進むよう連絡調整を実施。必要に応じ、支援対象者の安全への配慮や不安の解消のために、同行支援を実施。
司法制度利用の支援	女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆必要に応じて、民事法律扶助制度 [※] 等の情報提供や各種法律相談窓口の紹介、同行支援を実施。
県弁護士会と連携した法律相談の実施	子ども家庭福祉課	◆ひとり親家庭応援センターにおいて、法律相談が必要な支援対象者には、弁護士の紹介や法律相談への同行支援を実施。
法律相談の実施	多様性・女性若者活躍課	◆県男女共同参画センター・チェリアで弁護士による法律相談を定期的に実施。

※民事法律扶助制度：弁護士等、法律専門家による無料法律相談や、弁護士、司法書士の費用の立替え等を行う制度。日本司法支援センター（通称：法テラス）において実施。

〔今後の方策③〕 再被害防止の支援による安全・安心の確保

- 女性相談支援センター及び女性相談支援員は、女性が自立した後も再被害防止の支援が行われるよう、警察や市町村等関係機関と緊密に情報共有・連携していきます。

主な施策	担当課	取組み概要
被害者の安全・安心の確保	女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆女性が地域での生活に移行した後も、安全・安心が確保されるよう、支援調整会議や市町村要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、警察等関係機関と緊密に情報共有し、支援体制づくりを調整。
再被害防止の支援	警察本部広報相談課	◆同じ加害者による再犯によって生命・身体に関する被害のおそれがある場合、警察において犯罪被害者等を「再被害防止対象者」として指定し、重点警戒を行うなど再被害を防止。

〔今後の方策④〕 個人情報の保護の徹底

- 支援対象者の安全確保を図るため、住所や居所はもとより、個人情報の保護を徹底するとともに、支援に関わる市町村等関係機関に対し、適切な個人情報の取扱いについて周知します。

主な施策	担当課	取組み概要
個人情報の保護の徹底	女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆支援対象者の安全確保を図るため、個人情報の保護を徹底。
関係機関における個人情報の保護の徹底及び周知	子ども家庭福祉課 税政課 市町村課 がん対策・健康長寿 日本一推進課 雇用・産業人材育成課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 生涯教育・学習振興課 警察本部人身安全 少年課	◆支援対象者の安全確保を図るため、個人情報の保護を徹底。 ◆担当者会議等多様な機会を捉えて、市町村等関係機関及び担当職員へ個人情報の適切な取扱い等について周知。

施策の方向 11 こころの回復支援

〔今後の方策①〕メンタルヘルスケアの実施・★

- 被害者の自立支援に向けた第一歩としてこころの回復のための支援体制を充実します。
- 女性相談支援センターにおいて、心理担当職員等が心のケアを実施するとともに、必要に応じて嘱託医による医学診断を実施するなど心身の健康の回復に向けた支援を実施していきます。特に、性暴力等の被害からの回復には長い時間が必要となることから、被害者の意向を聞きながら、中長期的ケアも視野に入れて適切な機関においてこころの回復を図っていきます。

主な施策	担当課	取組み概要
こころのケアの実施	女性相談支援センター	◆心理担当職員等による心のケアを実施。また、必要に応じて嘱託医による医学診断を実施。 ◆関係機関・医療機関と連携し、支援対象者の状況に応じた精神面での中長期的ケアを検討。
母子生活支援施設への心理療法担当職員の配置	子ども家庭福祉課	◆母子生活支援施設に心理療法担当職員を配置し、母子への心のケアを実施。 ◆退所後も必要に応じて、心のケアを継続。
性暴力被害者への臨床心理士等の紹介・カウンセリング費用の助成	消費生活・地域安全課	◆「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）」における性暴力被害者への支援。
「こころの相談」を実施	多様性・女性若者活躍課	◆県男女共同参画センター・チェリアにおいて、定期的にカウンセラーによるこころの相談を実施。

「心の健康相談」を実施	障がい福祉課	◆精神保健福祉センターにおいて、心の健康相談（電話・面談・メール）を実施し、必要に応じて診療も実施。 ◆保健所において、電話・面談による相談を行い、医療機関や福祉関係事業所等の情報提供や家庭訪問による健康管理活動を実施。
-------------	--------	---

〔今後の方策②〕アフターケアの充実・★

- 女性相談支援センター及び女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性が地域で安定した生活や就労を送ることができるよう、女性が自立した後も継続して支援していきます。
- 母子生活支援施設退所後も女性が地域における生活を安定して継続するため、施設の相談・指導機能のノウハウを活用し生活面で支援していきます。

施策	担当課	取組み概要
地域生活における回復支援	女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆困難な問題を抱える女性が地域での生活に移行した後も、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、女性の意向を聞きながら、カウンセリング等の専門家や知見を有する適切な相談機関を紹介するなど継続的な支援を実施。
母子生活支援施設における施設退所後の生活面の支援強化	子ども家庭福祉課	◆母子生活支援施設の相談・指導機能を活用して、そのノウハウを活かした相談指導等の生活支援を継続的に実施。

施策の方向 12 同伴児童への支援

〔今後の方策①〕児童相談所・警察・市町村等と連携した対応

- 女性相談支援センター及び女性相談支援員は、児童相談所・警察・市町村等と連携し、子どもの安全を最優先とした対応を行います。

主な施策	担当課	取組み概要
児童相談所・警察・市町村等と連携した子どもの安全確保	女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆子どものいる家庭については、児童虐待の有無を視野に入れ、子どもの安全を最優先に児童相談所・警察・市町村等と連携し対応。
児童虐待対応	児童相談所	◆児童虐待通告があった場合、48時間以内に目視による子どもの安全確認を徹底。必要に応じて子どもの保護を実施。

〔今後の方策②〕市町村要保護児童対策地域協議会を活用した連携・支援

- 「要保護児童対策地域協議会構成員への参画について（依頼）」（令和元年8月2日付け子家第565号山形県子育て推進部子ども家庭福祉課通知）に基づき、市町村要対協に女性相談支援セン

ターや女性相談支援員等の参画を促し関係機関の間の連携強化を促進していきます。

主な施策	担当課	取組み概要
市町村要対協への女性相談支援員等の参画	子ども家庭福祉課 女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆全ての市町村要対協・実務者会議等に女性相談支援センターや各総合支庁・市福祉事務所の女性相談支援員等が参画するよう、市町村を支援及び関係機関と連携を図りながら支援を実施。

〔今後の方策③〕子どもの心理的ケアや学習支援

- 同伴児童に対しては、学習支援に限らず必要に応じ医療機関や児童相談所、市町村、教育機関等と連携しつつ、心理的ケアや相談支援を合わせ、ひとりの児童として尊重されるよう支援していきます。
- 一時保護所においては、必要に応じて児童相談所と連携しながら同伴する子どもの心理的ケアや学習支援に対応します。

主な施策	担当課	取組み概要
子どもの心理的ケアの実施	女性相談支援センター 児童相談所	◆一時保護所においては必要に応じて同伴する子どもに対して心理的ケアを実施。 ◆心理的ケアに当たっては、必要に応じて児童相談所と連携しながら対応。 ◆退所後も必要に応じて継続的な心理的ケアが実施されるよう、関係機関・医療機関・教育機関と連携し、適切な相談機関を紹介する等対応。
子どもの学習支援の実施	女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆一時保護所において、同伴する子どもに学習保育指導を行う職員による学習支援を実施。 ◆退所時に必要に応じて、ひとり親家庭の学習支援や生活困窮世帯の学習支援などを情報提供。
教育機関による子どもの支援	義務教育課 高校教育課	◆小中学校へのスクールカウンセラーの派遣、県立高等学校全校へのスクールカウンセラー配置により、児童や生徒のこころのケアや保護者への助言・支援を実施。

〔今後の方策④〕子どもの安全な就学・保育等の支援

- 県及び女性相談支援センターは、子どもの安全の確保や女性の自立に当たっての就学・保育等の支援について、教育機関等と連携し適切に対応します。また、その子どもに進学する意欲がありながら、経済的な問題から就学を断念することがないよう、意向を尊重しながら進学の実施を行います。

主な施策	担当課	取組み概要
子どもの就学・保育等の支援	子ども成育支援課 子ども家庭福祉課	◆女性の自立に当たり、子どもについて区域を越えた就学の受入れや、母子及び父子並びに寡婦福祉法に則した保育所などの優先入所についての配慮、保育料算定等の弾力的な運用が行われるよう、教育委員会及び市町村に対して協力を要請。 ◆子どもについて進学する意欲がある場合、各種奨学金や貸付制度について情報を提供。
教育と福祉の連携強化	義務教育課	◆教育事務所に配置（市町村へ派遣）するスクールソーシャルワーク・コーディネーターを活用し、教育と福祉の連携を強化。
奨学金の貸与	高校教育課	◆経済的理由により修学が困難な生徒について、所定の資格要件を満たす場合、奨学金を貸与。